

2026 年度

「働き方改革」理解度に関する調査結果

2026 年 8 月

一般社団法人石川県経営者協会

もくじ

I	調査結果の概要	1
II	調査結果表	4
III	規模別正答率	7
IV	調査結果表(規模別)	8
	1. 300人以上	
	2. 100人以上 300人未満	
	3. 50人以上 100人未満	
	4. 10人以上 50人未満	
	5. 10人未満	

I 調査結果の概要

石川県内に事業所がある全業種を対象として、総計 2906 社に「働き方改革の理解度」に関する調査を実施し、540 社（回答率 18.6%）から回答を得て集計した。

調査の結果、正解数の内訳は次の通りとなった。

正解数	社数（パーセント）
14 問（全問）	54 社（10.0%）
13 問	85 社（15.7%）
12 問	83 社（15.4%）
11 問	81 社（15.0%）
10 問	68 社（12.6%）
9 問	63 社（11.7%）
8 問	42 社（7.8%）
7 問	31 社（5.7%）
6 問	20 社（3.7%）
5 問	6 社（1.1%）
4 問	3 社（0.6%）
3 問	3 社（0.6%）
2 問	1 社（0.2%）
1 問	0 社（0.0%）
0 問	0 社（0.0%）
平均正解数 10.6 問	計 540 社

7 割（10 問）以上正解した企業が 371 社であり、正解率で 68.7%となっており平均でも 10.6 問正解となっている。

参考：7 割以上正解率 2025 年度 82.3% 2024 年度 42.2%

注意：各年度毎に問題が違う、回答企業が同一ではない。

1. 年次有給休暇

- (1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

◆正解 ○

★正解率 61.0%

- (2) 年次有給休暇5日以上取得義務化パート社員も含まれる。

◆正解 ○

★正解率 95.5%

- (3) 半日単位で年次有給休暇を取得した場合、5日以上所得義務化の0.5日分としてカウントされる。

◆正解 ○

★正解率 85.5%

- (4) 入社日が異なっている場合でも年次有給休暇付与時期の合理化のために統一できる。

◆正解 ○

★正解率 72.1%

2. 時間外労働等

- (1) 災害その他避ける事の出来ない事由による臨時の必要がある場合、労働基準監督署の許可または事後届出により36協定がなくても時間外・休日労働をさせることができる。

◆正解 ○

★正解率 68.0%

- (2) 休日の時間外労働は、時間外45時間の上限規制に含まれる。

◆正解 ×

★正解率 41.5%

- 労働基準法に基づく36協定では時間外労働と休日労働は別個に管理され、時間外労働の上限月45時間・年360時間はあくまで所定労働日の延長労働のみを対象となっている。

- (3) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

◆正解 ×

★正解率 72.6%

- 所定7時間30分勤務の30分の時間外は8時間を超えていないため、法内時間外労働となり割増賃金を支払う必要はない。(割増を支払っても構わない。)

- (4) 管理者であっても深夜労働に対する割増賃金は必要である。

◆正解 ○

★正解率 86.9%

3. 同一労働同一賃金

- (1) 同じ仕事をしていても、転勤や配置転換の範囲が異なる場合は、待遇差の判断要素となる。

◆正解 ○

★正解率 78.7%

- (2) 同じ仕事をしているパート同士の時給が違うのは問題ない。

◆正解 ○

★正解率 56.7%

- (3) 非正規社員から正規社員との待遇差の説明を求められた場合、企業側は説明する義務がある。

◆正解 ○

★正解率 84.8%

4. その他

- (1) 労働者名簿、賃金台帳とも、必要事項が記載されていれば様式は問わない。

◆正解 ○

★正解率 94.4%

- (2) 障害者の法定雇用率は2026年7月より変更となり37.5人以上の企業が対象となる。

◆正解 ○

★正解率 76.8%

- (3) 北陸3県の最低賃金を比較すると石川県が一番高い。

◆正解 ×

★正解率 72.0%

- 石川県1,054円、富山県1,062円、福井県1,053円で、富山県が一番高く、石川県は2番目である。

Ⅱ 調査結果表

○調査票送付企業	2906 社
○回答企業	540 社
○回答率	18.6%
○調査時期	2026年6月

<調査結果>

1.年次有給休暇

(1) 出勤率が8割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

: 正解○

・ ○	326	61.0%
・ ×	208	39.0%

(2) 年次有給休暇5日以上取得義務化の対象者にパート社員も含まれる。

: 正解○

・ ○	513	95.5%
・ ×	24	4.5%

(3) 半日単位で年次有給休暇を取得した場合、5日以上所得義務化の0.5日分としてカウントされる。

: 正解○

・ ○	460	85.5%
・ ×	78	14.5%

(4) 入社日が異なっても年次有給休暇付与時期の合理化等のために統一できる。

: 正解○

・ ○	387	72.1%
・ ×	150	27.9%

2. 時間外労働等

(1) 災害その他避ける事のできない事由による臨時の必要がある場合、労働基準監督署の許可または事後届出により36協定がなくても時間外・休日労働をさせることができる。

: 正解○

・ ○	364	68.0%
・ ×	171	32.0%

(2) 休日の時間外労働は、時間外45時間の上限規制に含まれる。

：正解×

・ ○	311	58.5%
・ ×	221	41.5%

(3) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

：正解×

・ ○	147	27.4%
・ ×	389	72.6%

(4) 管理監督者であっても深夜労働に対する割増賃金は必要である。

：正解○

・ ○	465	86.9%
・ ×	70	13.1%

3.同一労働同一賃金

(1) 同じ仕事をしていても、転勤や配置転換の範囲が異なる場合は、待遇差の判断要素となる。

：正解○

・ ○	418	78.7%
・ ×	113	21.3%

(2) 同じ業務をしているパート同士の時給が違うのは問題ない。

：正解○

・ ○	303	56.7%
・ ×	231	43.3%

(3) 非正規社員から正規社員との待遇差の説明を求められた場合、企業側は説明する義務がある。

：正解○

・ ○	524	84.8%
・ ×	13	14.4%

4.その他

(1) 労働者名簿、賃金台帳とも、必要事項が記載されていれば様式は問わない。

: 正解○

・ ○	505	94.4%
・ ×	30	5.6%

(2) 障害者の法定雇用率は2026年7月より変更となり37.5人以上の企業が対象となる。

: 正解○

・ ○	404	76.8%
・ ×	122	23.2%

(3) 北陸3県の最低賃金額を比較すると石川県が一番高い。

: 正解×

・ ○	149	28.0%
・ ×	383	72.0%

Ⅲ 規模別正答率

	全体		300人以上		100人以上 300人未満		50人以上 100人未満		10人以上 50人未満		10人未満	
正解数	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%	社数	%
	540	100%	28	100%	78	100%	89	100%	262	100%	20	100%
14問	54	10.0%	4	14.3%	8	10.3%	12	13.5%	22	8.4%	3	15.0%
13問	85	15.7%	9	32.1%	16	20.5%	17	19.1%	34	13.0%	2	10.0%
12問	83	15.4%	6	21.4%	19	24.4%	14	15.7%	39	14.9%	0	0.0%
11問	81	15.0%	3	10.7%	11	14.1%	15	16.9%	39	14.9%	3	15.0%
10問	68	12.6%	1	3.6%	12	15.4%	9	10.1%	33	12.6%	3	15.0%
9問	63	11.7%	0	0.0%	5	6.4%	10	11.2%	39	14.9%	4	20.0%
8問	42	7.8%	2	7.1%	4	5.1%	6	6.7%	19	7.3%	1	5.0%
7問	31	5.7%	3	10.7%	2	2.6%	2	2.2%	18	6.9%	1	5.0%
6問	20	3.7%	0	0.0%	1	1.3%	3	3.4%	8	3.1%	3	15.0%
5問	6	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.9%	0	0.0%
4問	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.1%	0	0.0%
3問	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	2	0.8%	0	0.0%
2問	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	0	0.0%
1問	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
0問	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
平均 正解数	10.6 問		11.6 問		11.4 問		11.1 問		10.3 問		10.0 問	

※従業員数区分に記載のない企業があり、全体数と各区分の合計数が合わない。

Ⅳ－１ 調査結果表（従業員３００人以上）

○回答企業

28 社

<調査結果>

1. 年次有給休暇

（１）出勤率が８割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

：正解○

・ ○	18	64.3%
・ ×	10	35.7%

（２）年次有給休暇５日以上取得義務化の対象者にパート社員も含まれる。

：正解○

・ ○	27	96.4%
・ ×	1	3.6%

（３）半日単位で年次有給休暇を取得した場合、５日以上所得義務化の０.５日分としてカウントされる。

：正解○

・ ○	25	89.3%
・ ×	3	10.7%

（４）入社日が異なっても年次有給休暇付与時期の合理化等のために統一できる。

：正解○

・ ○	23	82.1%
・ ×	5	17.9%

2. 時間外労働等

（１）災害その他避ける事のできない事由による臨時の必要がある場合、労働基準監督署の許可または事後届出により３６協定がなくても時間外・休日労働をさせることができる。

：正解○

・ ○	20	71.4%
・ ×	8	28.6%

(2) 休日の時間外労働は、時間外45時間の上限規制に含まれる。

: 正解×

・ ○	13	46.4%
・ ×	15	53.6%

(3) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○	0	0.0%
・ ×	28	100.0%

(4) 管理監督者であっても深夜労働に対する割増賃金は必要である。

: 正解○

・ ○	24	85.7%
・ ×	4	14.3%

3.同一労働同一賃金

(1) 同じ仕事をしていても、転勤や配置転換の範囲が異なる場合は、待遇差の判断要素となる。

: 正解○

・ ○	25	89.3%
・ ×	3	10.7%

(2) 同じ業務をしているパート同士の時給が違うのは問題ない。

: 正解○

・ ○	15	53.6%
・ ×	13	46.4%

(3) 非正規社員から正規社員との待遇差の説明を求められた場合、企業側は説明する義務がある。

: 正解○

・ ○	28	100.0%
・ ×	0	0.0%

4.その他

(1) 労働者名簿、賃金台帳とも、必要事項が記載されていれば様式は問わない。

：正解○

・ ○	26	92.9%
・ ×	2	7.1%

(2) 障害者の法定雇用率は2026年7月より変更となり37.5人以上の企業が対象となる。

：正解○

・ ○	25	89.3%
・ ×	3	10.7%

(3) 北陸3県の最低賃金額を比較すると石川県が一番高い。

：正解×

・ ○	6	21.4%
・ ×	22	78.6%

Ⅳ－２ 調査結果表（従業員１００人以上３００人未満）

○回答企業

78 社

< 調査結果 >

1. 年次有給休暇

（１）出勤率が８割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

：正解○

・ ○	61	78.2%
・ ×	17	21.8%

（２）年次有給休暇５日以上取得義務化の対象者にパート社員も含まれる。

：正解○

・ ○	75	97.4%
・ ×	2	2.6%

（３）半日単位で年次有給休暇を取得した場合、５日以上所得義務化の０.５日分としてカウントされる。

：正解○

・ ○	67	85.9%
・ ×	11	14.1%

（４）入社日が異なっても年次有給休暇付与時期の合理化等のために統一できる。

：正解○

・ ○	62	79.5%
・ ×	16	20.5%

2. 時間外労働等

（１）災害その他避ける事のできない事由による臨時の必要がある場合、労働基準監督署の許可または事後届出により３６協定がなくても時間外・休日労働をさせることができる。

：正解○

・ ○	53	67.9%
・ ×	25	32.1%

(2) 休日の時間外労働は、時間外 4 5 時間の上限規制に含まれる。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 43 | 55.8% |
| ・ × | 34 | 44.2% |

(3) 所定労働時間が 7 時間 3 0 分の企業で時間外を 3 0 分した場合、必ず 2 5 %
以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 14 | 17.9% |
| ・ × | 64 | 82.1% |

(4) 管理監督者であっても深夜労働に対する割増賃金は必要である。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 68 | 87.2% |
| ・ × | 10 | 12.8% |

3.同一労働同一賃金

(1) 同じ仕事をしていても、転勤や配置転換の範囲が異なる場合は、待遇差の
判断要素となる。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 74 | 94.9% |
| ・ × | 4 | 5.1% |

(2) 同じ業務をしているパート同士の時給が違うのは問題ない。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 43 | 55.1% |
| ・ × | 35 | 44.9% |

(3) 非正規社員から正規社員との待遇差の説明を求められた場合、企業側は説明
する義務がある。

: 正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 77 | 98.7% |
| ・ × | 1 | 1.3% |

4.その他

(1) 労働者名簿、賃金台帳とも、必要事項が記載されていれば様式は問わない。

: 正解○

・ ○	76	97.4%
・ ×	2	2.6%

(2) 障害者の法定雇用率は2026年7月より変更となり37.5人以上の企業が対象となる。

: 正解○

・ ○	64	82.1%
・ ×	14	17.9%

(3) 北陸3県の最低賃金額を比較すると石川県が一番高い。

: 正解×

・ ○	19	24.4%
・ ×	59	75.6%

Ⅳ－３ 調査結果表（従業員５０人以上１００人未満）

○回答企業

89 社

< 調査結果 >

1. 年次有給休暇

（１）出勤率が８割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

：正解○

・ ○	67	76.1%
・ ×	21	23.9%

（２）年次有給休暇５日以上取得義務化の対象者にパート社員も含まれる。

：正解○

・ ○	86	96.6%
・ ×	3	3.4%

（３）半日単位で年次有給休暇を取得した場合、５日以上所得義務化の０.５日分としてカウントされる。

：正解○

・ ○	78	87.6%
・ ×	11	12.4%

（４）入社日が異なっても年次有給休暇付与時期の合理化等のために統一できる。

：正解○

・ ○	64	71.9%
・ ×	25	28.1%

2. 時間外労働等

（１）災害その他避ける事のできない事由による臨時の必要がある場合、労働基準監督署の許可または事後届出により３６協定がなくても時間外・休日労働をさせることができる。

：正解○

・ ○	60	68.2%
・ ×	28	31.8%

(2) 休日の時間外労働は、時間外 4 5 時間の上限規制に含まれる。

: 正解×

・ ○	48	54.5%
・ ×	40	45.5%

(3) 所定労働時間が 7 時間 3 0 分の企業で時間外を 3 0 分した場合、必ず 2 5 %
以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○	18	20.5%
・ ×	70	79.5%

(4) 管理監督者であっても深夜労働に対する割増賃金は必要である。

: 正解○

・ ○	78	87.6%
・ ×	11	12.4%

3.同一労働同一賃金

(1) 同じ仕事をしていても、転勤や配置転換の範囲が異なる場合は、待遇差の
判断要素となる。

: 正解○

・ ○	68	78.2%
・ ×	19	21.8%

(2) 同じ業務をしているパート同士の時給が違うのは問題ない。

: 正解○

・ ○	53	60.2%
・ ×	35	39.8%

(3) 非正規社員から正規社員との待遇差の説明を求められた場合、企業側は説明
する義務がある。

: 正解○

・ ○	87	97.8%
・ ×	2	2.2%

4.その他

(1) 労働者名簿、賃金台帳とも、必要事項が記載されていれば様式は問わない。

: 正解○

・ ○	87	97.8%
・ ×	2	2.2%

(2) 障害者の法定雇用率は2026年7月より変更となり37.5人以上の企業が対象となる。

: 正解○

・ ○	69	79.3%
・ ×	18	20.7%

(3) 北陸3県の最低賃金額を比較すると石川県が一番高い。

: 正解×

・ ○	19	21.6%
・ ×	69	78.4%

Ⅳ－４ 調査結果表（従業員１０人以上５０人未満）

○回答企業

262 社

<調査結果>

1. 年次有給休暇

（１）出勤率が８割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

：正解○

・ ○	146	56.8%
・ ×	111	43.2%

（２）年次有給休暇５日以上取得義務化の対象者にパート社員も含まれる。

：正解○

・ ○	249	95.4%
・ ×	12	4.6%

（３）半日単位で年次有給休暇を取得した場合、５日以上所得義務化の０.５日分としてカウントされる。

：正解○

・ ○	223	85.8%
・ ×	37	14.2%

（４）入社日が異なっても年次有給休暇付与時期の合理化等のために統一できる。

：正解○

・ ○	187	72.2%
・ ×	72	27.8%

2. 時間外労働等

（１）災害その他避ける事のできない事由による臨時の必要がある場合、労働基準監督署の許可または事後届出により３６協定がなくても時間外・休日労働をさせることができる。

：正解○

・ ○	182	70.5%
・ ×	76	29.5%

(2) 休日の時間外労働は、時間外45時間の上限規制に含まれる。

: 正解×

・ ○	161	62.9%
・ ×	95	37.1%

(3) 所定労働時間が7時間30分の企業で時間外を30分した場合、必ず25%以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○	85	32.8%
・ ×	174	67.2%

(4) 管理監督者であっても深夜労働に対する割増賃金は必要である。

: 正解○

・ ○	224	87.2%
・ ×	33	12.8%

3.同一労働同一賃金

(1) 同じ仕事をしていても、転勤や配置転換の範囲が異なる場合は、待遇差の判断要素となる。

: 正解○

・ ○	190	74.5%
・ ×	65	25.5%

(2) 同じ業務をしているパート同士の時給が違うのは問題ない。

: 正解○

・ ○	145	56.4%
・ ×	112	43.6%

(3) 非正規社員から正規社員との待遇差の説明を求められた場合、企業側は説明する義務がある。

: 正解○

・ ○	251	96.9%
・ ×	8	3.1%

4.その他

(1) 労働者名簿、賃金台帳とも、必要事項が記載されていれば様式は問わない。

: 正解○

・ ○	241	93.8%
・ ×	16	6.2%

(2) 障害者の法定雇用率は2026年7月より変更となり37.5人以上の企業が対象となる。

: 正解○

・ ○	185	73.4%
・ ×	67	26.6%

(3) 北陸3県の最低賃金額を比較すると石川県が一番高い。

: 正解×

・ ○	76	29.7%
・ ×	180	70.3%

Ⅳ－５ 調査結果表（従業員１０人未満）

○回答企業

20 社

<調査結果>

1.年次有給休暇

（１）出勤率が８割未満だった場合、翌年には年次有給休暇を付与しなくてもよい。

：正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 9 | 45.0% |
| ・ × | 11 | 55.0% |

（２）年次有給休暇５日以上取得義務化の対象者にパート社員も含まれる。

：正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 19 | 95.0% |
| ・ × | 1 | 5.0% |

（３）半日単位で年次有給休暇を取得した場合、５日以上所得義務化の０.５日分としてカウントされる。

：正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 14 | 70.0% |
| ・ × | 6 | 30.0% |

（４）入社日が異なっても年次有給休暇付与時期の合理化等のために統一できる。

：正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 12 | 60.0% |
| ・ × | 8 | 40.0% |

2. 時間外労働等

（１）災害その他避ける事のできない事由による臨時の必要がある場合、労働基準監督署の許可または事後届出により３６協定がなくても時間外・休日労働をさせることができる。

：正解○

- | | | |
|-----|----|-------|
| ・ ○ | 10 | 50.0% |
| ・ × | 10 | 50.0% |

(2) 休日の時間外労働は、時間外 4 5 時間の上限規制に含まれる。

: 正解×

・ ○	11	55.0%
・ ×	9	45.0%

(3) 所定労働時間が 7 時間 3 0 分の企業で時間外を 3 0 分した場合、必ず 2 5 %
以上の割増賃金を払わなければならない。

: 正解×

・ ○	8	40.0%
・ ×	12	60.0%

(4) 管理監督者であっても深夜労働に対する割増賃金は必要である。

: 正解○

・ ○	17	85.0%
・ ×	3	15.0%

3.同一労働同一賃金

(1) 同じ仕事をしていても、転勤や配置転換の範囲が異なる場合は、待遇差の
判断要素となる。

: 正解○

・ ○	17	85.0%
・ ×	3	15.0%

(2) 同じ業務をしているパート同士の時給が違うのは問題ない。

: 正解○

・ ○	13	65.0%
・ ×	7	35.0%

(3) 非正規社員から正規社員との待遇差の説明を求められた場合、企業側は説明
する義務がある。

: 正解○

・ ○	19	95.0%
・ ×	1	5.0%

4.その他

(1) 労働者名簿、賃金台帳とも、必要事項が記載されていれば様式は問わない。

: 正解○

・ ○	18	90.0%
・ ×	2	10.0%

(2) 障害者の法定雇用率は2026年7月より変更となり37.5人以上の企業が対象となる。

: 正解○

・ ○	16	80.0%
・ ×	4	20.0%

(3) 北陸3県の最低賃金額を比較すると石川県が一番高い。

: 正解×

・ ○	7	35.0%
・ ×	13	65.0%